

清谿園グループホーム「どんぐり」認知症対応型共同生活介護事業所 及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

社会福祉法人恵心会は、下記の運営規程によって、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所を経営する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵心会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護事業の運営並びに利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「清谿園グループホームどんぐり」とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は、次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名（常勤、1名は管理者と1名は介護従業者と兼務する）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護従業者 12名以上（常勤、非常勤）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。(1ユニット9名×2棟)

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て、当該計画書を利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 介護計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 1,000円/日
- ② 食費 1,200円/日
- ③ 管理費（水道光熱費・維持費） 1,000円/日
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用実費

- 2 月の中途における入居または退去については、日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込み等によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(個人情報の保護)

第12条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドランス等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2 また、個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(苦情処理)

第13条 利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し、担当者を配置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供したサービスに関し、法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国保連合会が行う法第176条第1項第二号の調査に協力するとともに、国保連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 国保連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国保連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、管理者、家族、市町村、担当介護支援専門員、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する火災、地震、津波、火山災害に対する非常災害計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難・救出等訓練を行う。

(記録の整備)

第18条 記録書類について、サービス提供完結から5年間保存とする。

(預り金等の預金管理料)

第19条 入居者の小遣い、通帳預金など希望に応じ、管理するに関して預金管理料を1ヶ月1,000円徴収する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 入居者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針を整備する。

③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

④上記の措置を適切に実施するため、担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第21条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症予防及びまん延防止のための措置）

第22条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する事。

（就業環境の確保）

第23条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての重要事項）

第24条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵心会と事業所の管理者が協議のうえ定めるものとする。

付 則 この規程は、平成18年3月31日から施行する。

この規程の一部改定は、平成 19 年 4 月 1 日から改定する。
この規程の一部改定は、平成 20 年 4 月 1 日から改定する。
この規程の一部改定は、平成 25 年 4 月 1 日から改定する。
この規程の一部改定は、平成 25 年 8 月 1 日から改定する。
この規程の一部改正は、平成 27 年 8 月 1 日から改定する。
この規程の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から改定する。
この規定の一部改定は、令和 3 年 4 月 1 日から改定する。
この規程の一部改定は、令和 4 年 4 月 1 日から改定する。
この規程の一部改定は、令和 4 年 6 月 1 日から改定する。
この規程の一部改定は、令和 6 年 1 月 1 日から改定する。
この規程の一部改定は、令和 6 年 3 月 8 日から改定する。